　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　制定　　　平成27年遠野市告示第　54号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　一部改正　令和７年遠野市告示第 28号

**遠野市空き家バンク実施要綱**

　（趣旨）

第１条　この告示は、市における空き家に関する情報提供を行うことにより、空き家の有効活用を通して、交流人口の拡大及び定住促進を図るため、空き家バンクの実施に関し必要な事項を定めるものとする。

　（定義）

第２条　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 空き家　登記記録の種類の欄に「居宅」としてのみ記載されており、居住の用に供するため建築され、かつ、現に居住の用に供していない又は近く居住しなくなる一戸建ての住宅、その住宅の所在する土地及び付属する土地をいう。

(2) 委託事業者　遠野市空き家バンクの運営について市が委託している事業者

(3) 空き家バンク　空き家に関する情報を登録し、当該空き家の利用を希望する者に対して市及び委託事業者が、市のホームページ等を通して情報を提供する事業をいう。

(4) 所有者等　売却又は賃貸（転貸を除く。）を行うことができる権利を有する者をいう。

(5) 仲介業者　空き家に係る交渉及び売買、賃貸借等の契約に関して仲介を行う宅地建物取引業（宅地建物取引業法（昭和27年法律第 176号）第２条第２号の宅地建物取引業をいう。）を営む者をいう。

（適用上の注意）

第３条　この告示の規定は、空き家バンクによる空き家の取引以外の空き家の取引を妨げるものではない。

　（空き家の登録申込み等）

第４条　空き家バンクによる空き家に関する情報の登録をしようとする所有者等は、遠野市空き家バンク登録申込書（様式第１号）により、委託事業者を経由して市長に申し込むものとする。

２　市長は、前項の規定による申込みがあったときは、委託事業者に対して現地確認及び登録しようとする事項の内容等の調査を依頼するものとする。

３　委託事業者は、前項の規定により実施した調査内容を市長に報告するものとする。

４　市長は、前項の規定により受けた報告内容を審査し、登録を適当と認めたときは空き家登録台帳（以下「登録台帳」という。）に登録するものとする。

５　市長は、前項の規定による登録を行ったときは、その旨を遠野市空き家バンク登録通知書（様式第２号）により当該登録の申込みを行った者に通知するものとする。

６　市長は、第４項の規定による登録をしていない空き家で、空き家バンクにより空き家の利活用を図ることが適当と認めるものは、当該空き家の所有者等に対して空き家バンクによる登録を勧めることができる。

７　所有者等は、空き家を購入又は貸借しようとする者との空き家に関する交渉並びに売買又は賃貸借等の契約に関して仲介業者と契約を結ぶものとする。

　（空き家登録事項の変更）

第５条　前条第４項の規定により登録を受けた者（以下「登録所有者等」という。）は、当該登録事項に関し変更があったときは、速やかに遠野市空き家バンク登録変更届出書（様式第３号）により市長に届け出るものとする。

（空き家の登録の抹消等）

第６条　市長は、登録台帳の登録事項について次の各号のいずれかに該当するときは、登録台帳からの抹消を行うとともに、その旨を遠野市空き家バンク登録抹消通知書（様式第４号）により当該登録所有者等に通知するものとする。

(1) 登録所有者等から遠野市空き家バンク登録抹消届出書（様式第５号）の提出があったとき。

(2) 当該空き家に係る所有権その他の権利に異動があったことを把握したとき。

(3) 登録台帳に登録した日から２年を経過したとき。

(4) 申込内容に虚偽があったとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が登録台帳に登録しておくことが適当でないと認めたとき。

２　登録所有者等は、前項第３号の規定により登録台帳からの抹消をされた日後において、第４条第１項の規定による申込みにより、改めて登録することができる。

　（空き家の契約）

第７条　市長は、所有者等と空き家を購入又は貸借しようとする者との空き家に関する交渉並びに売買及び賃貸借等の契約に関して、直接これに関与しない。

　（空き家情報の公表）

第８条　市長は、登録台帳の内容に関して、市のホームページへの掲載等の方法により情報を公表するものとする。ただし、所有者等が公表を希望しない事項については、この限りでない。

　（個人情報の取扱い）

第９条　委託事業者及び仲介業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 個人情報（登録台帳から知り得た情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）をみだりに他に漏らし、又は不当な目的のために取得し、収集し、作成し、若しくは利用しないこと。

(2) 個人情報を市長の承諾なくして複写し、又は複製しないこと。

(3) 個人情報を棄損し、又は滅失することのないよう適切に管理すること。

(4) 保有する必要がなくなった個人情報を適切に廃棄すること。

(5) 個人情報の漏洩えい、棄き損、滅失等の事案が発生した場合は、遅滞なく市長に報告し、その指示に従うこと。

　（その他）

第10条　この告示に定めるもののほか、空き家バンクの実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

　　　附　則（平成27年告示第54号）

この告示は、平成27年４月１日から施行する。

　　　附　則（令和７年告示第28号）

この告示は、令和７年４月１日から施行する。

様式第１号（第４条関係）

遠野市空き家バンク登録申込書

年　　月　　日

　遠野市長　様

申込者　〒　　　－

住　所

(ﾌﾘｶﾞﾅ)

氏　名

連絡先（　　　　）　　　　－

所有者等との続柄　本人・本人以外（　　）

　空き家バンクに登録したいので、遠野市空き家バンク実施要綱第４条第１項の規定により、次のとおり申し込みします。また、登録情報について、ホームページへの掲載等の方法により公表することを承諾します。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| \*登録番号  （市で記入） | 第　　　　　　　号 | | | |
| 空き家の所在地  （住居表示） |  | | | |
| 空き家の所有者等  ※申込者と同一の場合は住所及び氏名を省略 | 住　所 | 〒　　　　－ | | |
| (ﾌﾘｶﾞﾅ)  氏　名 |  | | |
| 生年月日 | 年　　月　　日 | 性別 | 男 ・ 女 |
| 連絡先 | （　　　　　）　　　　　－ | | |
| 有効利用区分 | １　売却　　　　２　賃貸　　　　３　どちらでも可 | | | |
| 価格等 | 売　却 | 万円 | | |
| 賃　貸 | 月　　　　円、敷金　　　　円、礼金　　　　　円 | | |
| 仲介業者名 |  | | | |
| 確認事項 | 権　利　書（建物・土地）の写し　　有　　・　　無  　登記簿謄本（建物・土地）の写し　　有　　・　　無 | | | |
| 備考 |  | | | |

※　登録する物件の権利関係を確認することができる書類及び間取り等を確認することができる書類の写しを添付してください。

様式第１号　別紙１

同意書

　私は、遠野市空き家バンクへ物件の登録を申し込むにあたり、下記の内容に同意します。

１　市税の納税状況や暴力団等でないことについて、関係機関に調査、照会等をされること。

２　登録物件の詳細調査（立ち入り調査、写真撮影等、物件の確認に必要な調査）を、市及び委託事業者が実施すること。

３　空き家バンクに登録しようとする空き家の情報（以下「空き家情報」という。）を、市、委託事業者及び仲介業者が共有すること。

４　所有者に関する情報を除く空き家情報及び現地確認により撮影した物件の写真を広く一般に公開すること。

５　契約交渉の一切を仲介業者に依頼すること。

６　仲介業者が契約交渉を進める際、空き家を購入又は貸借しようとする者に、所有者に関する情報を除く空き家情報を提供すること。

７　宅地建物取引業法第46条第１項の規定に基づく額の報酬を仲介業者に支払うこと。

８　仲介業者を介して行う交渉並びに契約及び契約成立後の問題等に関して、市が一切関与しないこと。

９　登録申請以降の手続き等は、遠野市空き家バンク実施要綱の規定によること。

年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名

様式第２号（第４条関係）

遠野市空き家バンク登録通知書

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

遠野市長　　　　　　　　　印

　　　　　年　　月　　日付けで申込みのあった空き家について登録したので、遠野市空き家バンク実施要綱第４条第５項の規定により通知します。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 登録日及び番号 | | 年　　月　　日　　　第　　　　　　号 | | |
| 空き家の所在地  （住居表示） | | 遠野市 | | |
| 空き家の所有者等 | | 住　所 | | 〒　　　－ |
| (ﾌﾘｶﾞﾅ)  氏　名 | |  |
| 登録事項 | 種　別 | | 売　却　　　・　　　賃　貸 | |
| 希望価格 | | 売　却　：　　　　　　　　　　　　　　　　　万　円 | |
| 賃　貸　：　月　　　　　　　　　　　　　　　　　円 | |
| 敷金：　　　　　　　円　　礼金：　　　　　　　　円 | |
| 仲介業者  依頼先 | | □　岩手県宅地建物取引業協会会員  　□　全日本不動産協会岩手県本部会員  　□　個人等 | |
| 連絡先 | | 業者名　　　　　　　　　　　（連絡先　　　－　　　　） | |
| 備　　考 |  | | | |

　※　登録事項を変更する必要が生じた場合は遠野市空き家バンク登録変更届出書を、登録を抹消しようとする場合にあっては遠野市空き家バンク登録抹消届出書を提出してください。

様式第３号（第５条関係）

遠野市空き家バンク登録変更届出書

年　　月　　日

　遠野市長　様

申込者　〒　　　－

住　所

(ﾌﾘｶﾞﾅ)

氏　名

連絡先（　　　　）　　　　－

　空き家バンクの登録事項について変更したいので、遠野市空き家バンク実施要綱第５条の規定により届出をします。

|  |  |
| --- | --- |
| 登録日及び番号 | 年　　月　　日　　　登録番号　第　　　　　　号 |
| 変更事項  （事項を列記） |  |
| 変更理由等 |  |
| 備　考 |  |

　※変更に係る関係書類を添付してください。

様式第４号（第６条関係）

遠野市空き家バンク登録抹消通知書

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　様

遠野市長　　　　　　　　　印

　　　　　年　　月　　日付け第　　　　　号で登録通知をした空き家について、登録台帳から抹消したので、遠野市空き家バンク実施要綱第６条第１項の規定により通知します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 空き家の所在地 | 遠野市 | |
| 空き家の所有者等 | 住　所 | 〒　　　－ |
| （ﾌﾘｶﾞﾅ）  氏　名 |  |
| 登録抹消根拠 | 遠野市空き家バンク実施要綱第６条第１項第　　　号 | |
| （理由） | |
| 備　　　　　　考 |  | |

様式第５号（第６条関係）

遠野市空き家バンク登録抹消届出書

年　　月　　日

　遠野市長　様

申込者　〒　　　－

住　所

(ﾌﾘｶﾞﾅ)

氏　名

連絡先（　　　　）　　　　－

　空き家バンクに登録した空き家について抹消したいので、遠野市空き家バンク実施要綱第６条第１項第１号の規定により届出をします。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 登録日及び番号 | 年　　月　　日　　　登録番号　第　　　　　　号 | |
| 空き家の所在地 |  | |
| 空き家の所有者等 | 住　所 | 〒　　　－ |
| (ﾌﾘｶﾞﾅ)  氏　名 |  |
| 登録抹消理由 |  | |
| 備　　　考 |  | |